

■この質問主意書は、実際に提出した質問主意書を、HP閲覧用に内容を変えずに、体裁のみ変更しております。

日本郵政グループの郵便局における 防犯体制に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

平成22年4月23日

衆議院議長 横路孝弘 殿

提出者 柿澤未途

日本郵政グループの郵便局における防犯体制に関する質問主意書

私が提出した「郵便局の「間仕切り」及び監視カメラの撤去に関する質問主意書」に対する内閣の答弁書（内閣衆質174第342号）によれば、日本郵政グループの経営判断として、現在、郵便局の監視カメラの撤去が進められているとの趣旨の答弁がなされている。

これについて、以下、質問する。

- 1 前記答弁書によれば、「日本郵政公社において設置した監視カメラは防犯体制の強化等を目的としていたと承知している」ということだが、政府出資の特殊会社であり、国民の大切なお金を預かる金融機関を傘下に経営する日本郵政グループにおいて、郵便局の防犯体制を遺漏なきものにしていくことは、政府としても重要事項と考える。民間金融機関においても監視カメラ（防犯カメラ）の設置は一般的に行われているところと認識しているが、監視カメラ撤去後の郵便局における今後の防犯体制をどう確保していくのか、具体的な方針と、撤去済みの郵便局における現在の取り組み状況を明らかにされたい。
- 2 これまで郵便局では、監視カメラによる機械警備で監視体制の集中管理を行って業務効率を上げてきたものと認識している。監視カメラを撤去する以上、今後は人的警備に移行するものと考えられるが、人的警備の体制をどのように敷いていくのか。
- 3 2について、具体的には、各郵便局を警備する警備会社をどのような形で選定し、契約するのか。各郵便局が地元警備会社を選定するのか、あるいは地域別または全国で1つの警備会社と契約するのか。
- 4 3について、業務発注の形態はどのようなものであるべきと考えているか。随意契約で業務を発注する事も認められると考えるか。
- 5 これまでにすでに人的警備を導入している郵便局があれば、警備会社をどのように選定して発注したか、また契約した警備会社名を郵便局別に明らかにされたい。

右質問する。